

4月に入って、国内の新型コロナウイルス感染者数が急増し、4月7日には政府から7都府県に緊急事態宣言が発令されました。北海道においても、3月中旬から下旬まで小康状態にあった感染の拡大が再び勢いを増し、新規感染者が急増しています。4月12日には北海道・札幌市緊急共同宣言が出されております。本学においても4月8日に二人目の感染者が確認される等、きわめて憂慮すべき状況にあると認識しています。これを踏まえて、4月16日に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための北海道大学の行動指針」を策定しました。

4月16日夜には、特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象が7都府県から全国に広げられ、北海道は「特定警戒都道府県」に定められました。現時点では、本行動指針のレベル2（制限（中））に該当する状況にあると判断しておりますので、それに準じた対応をお願いいたします。教育・研究活動が制限されるのは大変残念ですが、今は感染の拡大を抑え、学生ならびに教職員の皆様の安全を確保するのが何より重要と考えております。

事態の推移に応じて、行動指針のレベルは機動的に見直す方針です。

その際には、本ホームページならびに文書により速やかに通知します。

この困難な状況を乗り越えていくには、本学の構成員が一丸となって取り組むことが不可欠です。皆様のご理解・ご協力を切にお願いいたします。

令和2年4月17日

北海道大学総長職務代理
新型コロナウイルス感染症対策本部長
笠原 正典